

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の施行期日を定める政令案参照条文

◎ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年五月二十三日法律第五十六号

）（抄）

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 4 （略）